

令和 8 年度

第 80 回全国お茶まつり佐賀大会

開 催 要 綱 要 領 集

第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会

(事務局) 佐賀県農林水産部園芸農産課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号

TEL : 0952-25-7119

E-Mail : ochamatsuri_saga@pref.saga.lg.jp

資料目次

《全国お茶まつり大会開催関係》

I	第80回全国お茶まつり佐賀大会 開催要綱	1
II	第80回全国お茶まつり佐賀大会 運営規程	3
	別表 第80回全国お茶まつり佐賀大会役員	4
III	第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会設置規程	5
	別表1 第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会構成機関・団体	8
	別表2 第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員	9
	第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会幹事会設置規程	10
	別表1 第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会幹事会	12
	別表2 第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会事務局会議	13
	別表3 第80回全国お茶まつり実行委員会専門部会	14
	(参考) 専門部会の所管事務	15

《全国茶品評会関係》

IV	第80回全国茶品評会開催要領	17
	別表1 第80回全国茶品評会出品要請点数	21
	別記様式1号 第80回全国茶品評会出品申込書(個表)	22
	別記様式2-1号 第80回全国茶品評会出品申込書(総括表)	23
	別記様式2-2号	24
	別記様式3号 第80回全国茶品評会出品茶内容票(茶箱貼付用)	25
	別記様式4号 第80回全国茶品評会見本茶票	26
	別記様式5-1号 第80回全国茶品評会出品茶確認結果について	27
	別記様式5-2号	28
	別記様式6号 封印紙(茶箱貼付用)	29
V	第80回全国茶品評会審査要領	30
VI	第80回全国茶品評会褒賞規程	33
VII	第80回全国茶品評会優勝旗授与及び保管要領	34

《入札販売関係》

VIII	第80回全国茶品評会出品茶入札販売会実施要領	35
	別記様式1号 入札参加申込書兼誓約書	39
	別記様式2号 第80回全国茶品評会出品茶入札販売会参加希望者の 推薦について	40

《全国茶生産青年の集い関係》

IX	第43回全国茶生産青年の集い開催要領	41
X	第43回全国茶生産青年の集い運営規程	43
XI	第43回全国茶生産青年茶審査技術競技会開催要領	46
XII	第43回全国茶生産青年茶審査技術競技会表彰要領	50
XIII	全国茶生産青年茶審査技術競技会段位認定規約	51

I 第 80 回全国お茶まつり佐賀大会 開催要綱

1 趣 旨

全国お茶まつりは、全国茶業関係者の総力を結集し、各種事業を展開することにより、茶の生産技術の改善と消費の拡大を図り、もって我が国の茶業の発展に資するものとする。

2 大会名称

第 80 回全国お茶まつり佐賀大会

3 主 催

(1) 全国お茶まつり

公益社団法人日本茶業中央会、全国茶生産団体連合会、
第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会

(2) 全国茶品評会

全国茶生産団体連合会、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会

(3) 全国茶生産青年の集い

全国茶生産青年団

〔第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会構成団体〕

佐賀県、公益社団法人日本茶業中央会、全国茶生産団体連合会、嬉野市、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、吉野ヶ里町、基山町、有田町、太良町、佐賀県茶生産振興協議会、佐賀県農業協同組合中央会、佐賀県信用農業協同組合連合会、全国農業共済農業協同組合佐賀県本部、西九州茶農業協同組合連合会、佐賀県農業協同組合、唐津農業協同組合、伊万里市農業協同組合、JA さがみどり地区茶業部会、JA さが神埼地区茶業部会、JA からつ唐津地区茶業部会、JA からつ七山地区茶業部会、JA 伊万里茶業部会、佐賀県茶業青年会、佐賀県茶商工業協同組合、佐賀県茶業技術協会

4 後 援

農林水産省、全国茶商工業協同組合連合会、一般社団法人佐賀県文化観光連盟、朝日新聞社、共同通信社 佐賀支局、佐賀新聞社、NHK 佐賀放送局、NBC ラジオ、エフエム佐賀、株式会社 日本農業新聞、西日本新聞社、日本経済新聞社佐賀支局、読売新聞社、サガテレビ、九州茶業協議会、NPO 法人日本茶インストラクター協会

5 開催地

佐賀県佐賀市ほか

6 事 業

- (1) 第 80 回全国茶品評会出品茶審査会
- (2) 第 80 回全国茶品評会出品茶入札販売会
- (3) 第 80 回全国茶品評会褒賞授与式
- (4) 第 43 回全国茶生産青年の集い
- (5) 第 80 回全国お茶まつり消費拡大イベント
- (6) その他目標達成に必要な事業

7 主要行事と日程

行 事 内 容	日 程	会 場
1 全国お茶まつり		
(1) 式典・褒賞授与式	令和8年11月21日(土)	佐賀市文化会館
(2) 展示会 品評会出品茶展示 茶業資材展示	令和8年11月21日(土)	同上
(3) 茶消費拡大イベント	令和8年11月21日(土) ～22日(日)他 2日間	佐賀市文化会館ほか
2 全国茶品評会		
(1) 出品茶審査会	令和8年 8月25日(火) ～28日(金) 4日間	嬉野市中央体育館 (U-spo)
(2) 入札販売会	令和8年 9月17日(木) (予備日) 未定	嬉野市中央体育館 (U-spo)
3 全国茶生産青年の集い		
(1) 茶審査技術競技会	令和8年11月20日(金)	嬉野市中央体育館 (U-spo)
(2) 全国茶生産青年 意見交換会	令和8年11月20日(金)	嬉野市中央体育館 (U-spo)
(3) 茶業青年の夕べ	令和8年11月20日(金)	ホテルニューオータニ佐賀 (佐賀市)

8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

Ⅱ 第 80 回全国お茶まつり佐賀大会 運営規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会（以下「全国お茶まつり」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(構 成)

第 2 条 全国お茶まつりは、佐賀県、公益社団法人日本茶業中央会及び全国茶生産団体連合会並びに茶業関係の市町・団体をもって構成する。

(役 員)

第 3 条 全国お茶まつりに次の役員をおく。

大会長 1 名

大会副会長 4 名

2 大会長は、佐賀県知事をもって充てる。

3 大会副会長は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(役員 の 職務)

第 4 条 大会長は、全国お茶まつりを総括する。

2 大会副会長は大会長を補佐し、大会長に事故あるときは、大会副会長がその職務を代行する。

(実行委員会の設置)

第 5 条 全国お茶まつりの円滑な事業推進のため、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

2 実行委員会の設置については別に定める。

(経 費)

第 6 条 全国お茶まつりの運営に必要な経費は、負担金、協賛金、出品茶販売手数料及びその他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第 7 条 全国お茶まつりの事務局は、佐賀県農林水産部園芸農産課内に置く。

2 事務局に関して必要な事項は別に定める。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は実行委員長が別に定める。

附則 この規程は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。

別表

第 80 回全国お茶まつり佐賀大会役員

役職名	所属	職名
大会長	佐賀県	知事
大会 副会長	嬉野市	市長
	佐賀県茶生産振興協議会	会長
	公益社団法人日本茶業中央会	会長
	全国茶生産団体連合会	会長

Ⅲ 第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会運営規程第 5 条に基づき、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、令和 8 年度に佐賀県で開催する第 80 回全国お茶まつり佐賀大会（以下「大会」という。）について、大会の成功に向けて事業を実施するとともに、農家経営の安定向上と佐賀県産茶の銘柄確立に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 大会の運営組織の設立に関すること
- (2) 大会の事業計画及び収支予算に関すること
- (3) 大会の事業実績及び収支決算に関すること
- (4) その他大会に関すること

(構成)

第 4 条 実行委員会は、別表 1 に掲げる関係機関及び団体をもって構成する。

(委員及び役員)

第 5 条 実行委員会の委員は、別表 2 に掲げる関係機関及び団体の役職員をもって構成する。

2 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 3 名
- (3) 監事 2 名

3 委員長は、佐賀県農林水産部長をもって充てる。

4 副委員長、監事は別表 2 に定める職にあるものをもって充てる。

(役員の職務)

第 6 条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 委員は、実行委員会を運営する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を第 8 条に規定する実行委員会会議に報告する。

(任期)

第7条 役員の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(実行委員会会議)

第8条 実行委員会会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が指名する者が議長を務める。

(権能)

第9条 会議は、次に掲げる事項について協議し決定する。

- (1) 実行委員会の規程に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) その他大会の開催に関し必要な事項

(議事)

第10条 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員は、自ら会議に出席できないときは、委員の所属組織又は団体から代理の者を出席させることができる。

(議決の省略)

第11条 会議において議決すべき事項について、委員の全員が電子メール又は書面により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

(幹事会)

第12条 実行委員会における審議を補助するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会に幹事長1名を置く。
- 3 幹事会の設置及び運営については、別に定める。

(専決)

第13条 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について専決することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について以降の会議において報告しなければならない。

(解散)

第14条 実行委員会は、事業の完了報告の承認をもって解散する。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産の処理については、会議で協議の上、別に定める。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項については、委員長が定める。

附則 この規程は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。

附則 この規程は、令和 8 年 5 月 13 日から施行する。

第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会構成機関・団体

組 織 ・ 団 体 名
嬉野市
唐津市
伊万里市
武雄市
鹿島市
吉野ヶ里町
基山町
有田町
太良町
佐賀県茶生産振興協議会
佐賀県農業協同組合中央会
佐賀県信用農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部
西九州茶農業協同組合連合会
佐賀県農業協同組合
唐津農業協同組合
伊万里市農業協同組合
JAさがみどり地区茶業部会
JAさが神埼地区茶業部会
JAからつ唐津地区茶業部会
JAからつ七山地区茶業部会
JA伊万里茶業部会
佐賀県茶業青年会
佐賀県茶商工業協同組合
佐賀県茶業技術協会
公益社団法人日本茶業中央会
全国茶生産団体連合会
佐賀県

第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員

役職名	所 属	職 名	備考
委員長	佐賀県 農林水産部	部長	
副委員長	嬉野市 産業部	部長	
〃	佐賀県茶生産振興協議会	事務局長	
〃	佐賀県 農業協同組合	常務理事	
委員	唐津市 農林水産部	部長	監事
〃	伊万里市 建設農林水産部	部長	
〃	武雄市 営業部	部長	
〃	鹿島市 産業部	部長	
〃	吉野ヶ里町 農林課	課長	
〃	基山町 農林課	課長	
〃	有田町 農林課	課長	
〃	太良町 農林水産課	課長	
〃	佐賀県農業協同組合中央会 農政広報部	部長	
〃	佐賀県信用農業協同組合連合会 融資部	部長	
〃	全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部 管理部	部長	
〃	西九州茶農業協同組合連合会	参事	
〃	佐賀県農業協同組合 園芸部	部長	監事
〃	唐津農業協同組合 営農販売部	部長	
〃	伊万里市農業協同組合 営農畜産部	部長	
〃	JAさがみどり地区茶業部会	部会長	
〃	JAさが神埼地区茶業部会	部会長	
〃	JAからつ唐津地区茶業部会	部会長	
〃	JAからつ七山地区茶業部会	部会長	
〃	JA伊万里茶業部会	部会長	
〃	佐賀県茶業青年会	会長	
〃	佐賀県茶商工業協同組合	代表理事	
〃	佐賀県茶業技術協会（佐賀県茶業試験場）	会長（場長）	

第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会幹事会設置規程

(名称)

第 1 条 本会は、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会幹事会(以下「幹事会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 この規程は、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)設置規程第 12 条に基づき、幹事会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 3 条 幹事会の幹事は、別表 1 に掲げる関係機関・団体の役職員をもって充てる。

(役員)

第 4 条 幹事会に幹事長、副幹事長をおく。

2 幹事長は、佐賀県農林水産部農業政策総括監をもって充てる。

3 副幹事長は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事長は幹事会を代表し、会務を総括する。

5 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第 5 条 幹事の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(業務)

第 6 条 幹事会は、次の各号に掲げる事項を協議し、企画立案する。

(1) 実行委員会に付議すべき事項

(2) 実行委員会からの付託事項

(3) その他開催行事に関する事項

(幹事会)

第 7 条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議長を務める。

2 幹事会は、幹事長が特に必要と認めた場合は、幹事以外の関係者を出席させることができる。

(事務局会議、専門部会)

第 8 条 幹事会を効率的に活動させるため事務局会議をおき、運営部会、品評会部会、入札販売部会及び青年部会で構成された専門部会を総括する。

2 事務局会議の事務局長は佐賀県園芸農産課長をもって充てる。

- 3 事務局会議の構成及び事務局員は別表 2 のとおりとする。
- 4 事務局会議は、幹事長から付託された事項について協議検討し、この大会の準備運営にあたる。
- 5 専門部会の主担当及び副担当は別表 3 のとおりとする。
- 6 専門部会は、各専門部会の主担当が招集し、議長を務める。
- 7 専門部会は、主担当が特に必要と認めた場合は、必要とする関係者を出席させることができる。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附則 この規程は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。

附則 この規程は、令和 8 年 5 月 13 日から施行する。

別表 1

第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会幹事会

役職名	所 属	職 名
幹事長	佐賀県 農林水産部	農業政策総括監
副幹事長	嬉野市 産業部 うれしの茶振興課	課長
〃	佐賀県農業協同組合 園芸部	部長職
〃	佐賀県茶業技術協会（佐賀県茶業試験場）	会長（場長）
〃	佐賀県 農林水産部 園芸農産課	課長
幹事	唐津市 農林水産部 農政課	課長
〃	伊万里市 建設農林水産部 農業振興課	課長
〃	武雄市 営業部 農林課	課長
〃	鹿島市 産業部 農林水産課	課長
〃	吉野ヶ里町 農林課	課長
〃	基山町 農林課	課長
〃	有田町 農林課	課長
〃	太良町 農林水産課	課長
〃	唐津農業協同組合 営農販売部 営農指導課	課長
〃	伊万里市農業協同組合 営農畜産部 園芸特産課	課長
〃	JAさがみどり地区茶業部会	部会長
〃	JAさが神埼地区茶業部会	部会長
〃	JAからつ唐津地区茶業部会	部会長
〃	JAからつ七山地区茶業部会	部会長
〃	JA伊万里茶業部会	部会長
〃	佐賀県茶生産振興協議会 （西九州茶農業協同組合連合会）	事務局次長 （総務課長）
〃	佐賀県茶商工業協同組合	代表理事
〃	佐賀県茶業青年会	会長
〃	佐賀県佐城農業振興センター	副センター長
〃	佐賀県三神農業振興センター	副センター長
〃	佐賀県東松浦農業振興センター	副センター長
〃	佐賀県西松浦農業振興センター	副センター長
〃	佐賀県杵島農業振興センター	副センター長
〃	佐賀県藤津農業振興センター	副センター長
〃	佐賀県農業技術防除センター	専門技術員

別表 2

第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会事務局会議

役職	所 属	職 名
事務局長	佐賀県 農林水産部 園芸農産課	課長
	嬉野市 産業部 うれしの茶振興課	課長
	佐賀県茶生産振興協議会 (西九州茶農業協同組合連合会)	(生産販売課長)
	佐賀県農業協同組合 嬉野支所	支所長
	佐賀県農業協同組合 杵藤園芸センター (茶業センター)	センター長
	佐賀県茶業青年会	会長
	佐賀県茶業技術協会 (佐賀県茶業試験場)	事務局長 (副場長)
	佐賀県 農林水産部 園芸農産課	果樹・花き担当 (花き特産班) 係長
	佐賀県 農林水産部 園芸農産課	果樹・花き担当 (花き特産班) 係員
	佐賀県 農林水産部 園芸農産課	果樹・花き担当 (花き特産班) 係員

第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会専門部会

所 属 専 門 部 会	運営部会				品評会 部会	入札販売 部会	青年 部会
	大会 式典班	広報・ 記録班	展示・ イベント班				
唐津市							
伊万里市							
武雄市							
鹿島市							
嬉野市	◎			◎			
吉野ヶ里町							
基山町							
有田町							
太良町							
各地区茶業部会							
佐賀県茶商工業協同組合							
西九州茶農業協同組合連合会					◎	●	
佐賀県茶生産振興協議会					◎		◎
佐賀県農業協同組合 園芸部					◎		◎
唐津農業協同組合 営農経済部							
佐賀県農業協同組合 茶業センター					◎		◎
佐賀県茶業青年会							●
佐賀県茶業試験場（佐賀県茶業技術協会）					●	◎	◎
佐賀県園芸農産課	●	●	●	●			◎

● 主担当 ◎ 副担当

専門部会の所管事務

第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会幹事会設置規程第8条に規定する専門部会の所管事務は、次のとおりとする。

1 運営部会

大会式典班

- (1) 褒賞及び授与式に関する事
- (2) 式典会場の設営及び管理に関する事
- (3) その他、大会式典に関する事

広報・記録班

- (1) 広報に関する事
- (2) 大会誌等の資料作成に関する事
- (3) その他、広報及び大会資料作成に関する事

展示・イベント班

- (1) 出品茶展示に関する事
- (2) 資材展示に関する事
- (3) 消費宣伝イベントの企画立案に関する事
- (4) 出店者の取りまとめ、調整に関する事
- (5) 会場の設営及び管理に関する事
- (6) 大会の協賛に関する事
- (7) その他、展示・イベントに関する事

各班共通

- (1) 運営部会の動員計画の作成及び各部会の動員者の調整に関する事
- (2) 文書の収受・発送に関する事
- (3) 物品の購入・保管に関する事

2 品評会部会

- (1) 出品茶の見本茶収受・保管に関する事
- (2) 出品茶のサンプル採取に関する事
- (3) 出品茶の審査に関する事
- (4) 審査会場の設営及び管理に関する事
- (5) 審査成績の取りまとめに関する事
- (6) 擬賞会議に関する事
- (7) 品評会部会の動員計画の作成に関する事
- (8) 文書の収受・発送に関する事

- (9) 物品の購入・保管に関する事
- (10) その他、品評会に関する事

3 入札販売部会

- (1) 入札販売会場の設営及び管理に関する事
- (2) 入札業者の取りまとめに関する事
- (3) 出品茶の入札及び販売に関する事
- (4) 入札結果の取りまとめに関する事
- (5) 落札代金に関する事
- (6) 出品茶の発送に関する事
- (7) 入札販売部会の動員計画の作成に関する事
- (8) 文書の収受・発送に関する事
- (9) 物品の購入・保管に関する事
- (10) その他、入札販売会に関する事

4 青年部会

- (1) 茶審査技術競技会の設営及び管理に関する事
- (2) 茶業青年の夕べに関する事
- (3) 青年部会の動員計画の作成に関する事
- (4) 文書の収受・発送に関する事
- (5) 物品の購入・保管に関する事
- (6) その他、茶審査技術競技会・茶業青年の夕べに関する事

IV 第80回全国茶品評会開催要領

1 趣 旨

日本茶業の将来を展望し、茶生産の近代化と我が国茶業経営の一層の発展を図ることを目的として、全国の都府県から選抜出品された茶(荒茶)を対象として、第80回全国茶品評会(以下「品評会」という。)を開催する。

2 名 称

第80回全国茶品評会

3 主 催

全国茶生産団体連合会、第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会

4 開催地

嬉野市中央体育館 U-SP0 (佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1515) 他

5 行事の会期及び場所

行 事	開 催 年 月 日	開 催 場 所
見 本 茶 搬 入	令和8年7月22日(水)～23日(木)	西九州茶農業協同組合連合会 (嬉野市)
審 査 会	令和8年8月25日(火)～28日(金)	嬉野市中央体育館 U-SP0 (嬉野市)
擬 賞 会 議	令和8年8月28日(金)	嬉野市民センター (嬉野市)
入 札 販 売 会	令和8年9月17日(木)	嬉野市中央体育館 U-SP0 (嬉野市)
褒 賞 授 与 式	令和8年11月21日(土)	ミズ ウェルビーホール (佐賀市)
出 品 茶 展 示	令和8年11月21日(土)	ミズ ウェルビーホール (佐賀市)

6 告知日 令和8年6月30日(火)

7 出品者資格及び出品茶

- (1) 出品者の資格は、全国茶生産団体連合会に加盟する都府県にあって、茶栽培を行う荒茶生産農家及びその組織する団体でなければならない。
- (2) 品評会に出品できる茶は、令和8年度に生産された緑茶(荒茶。ただし、てん茶は仕立て茶)で、生産都府県の事前審査又は選抜を経たものとし、出品者資格を有する者が自ら生産したものでなければならない。
- (3) 品評会に出品できる茶は、都府県等が定める施肥・防除基準に沿って生産されたものでなければならない。
- (4) 生産履歴(書式は問わない)を求められた場合、すみやかに提出するものとする。
- (5) (1)～(4)について条件を満たさない場合、受付しないものとする。

8 出品茶の種類、出品量目及び見本茶採取量

出品茶の種類、出品量目及び見本茶採取量は、次表の規定によるものとする。

(単位：kg)

区分	茶種 普通煎茶		深蒸し 煎茶	かぶせ茶	玉露	てん茶	蒸し製 玉緑茶	釜炒り茶
	10kg	4kg						
出品(規定)量目	10	4	4	4	4	4	4	4
見本茶採取量	1.0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

*見本茶は、出品規定量目の中から採取する。

9 出品茶の摘採条件

出品茶の摘採条件は特に定めない。

ただし、普通煎茶10kg、蒸し製玉緑茶及び釜炒り茶は動力摘採機(いわゆる機械摘み)により摘採されたものでなければならない。

10 出品申込み及び出品点数等

(1) 出品申込み

出品申込みは、別記様式1号の申込書により各都府県又は茶業団体(以下「各都府県等」という。)で取りまとめ、各都府県等は別記様式2-1号の総括表を添付したものを郵送により、別記様式2-2号の内容を記録した電子データ(エクセルファイル)を電子メールにより、令和8年7月13日(月)までに第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長(以下「実行委員会委員長」)に申し込むものとする。

<メールアドレス> ochamatsuri_saga@pref.saga.lg.jp

(2) 出品点数

ア	普通煎茶(10kg)	110点
イ	普通煎茶(4kg)	115点
ウ	深蒸し煎茶	110点
エ	かぶせ茶	110点
オ	玉露	110点
カ	てん茶	110点
キ	蒸し製玉緑茶	110点
ク	釜炒り茶	110点

(3) 出品要請点数

ア 各都府県別の出品要請点数は、別に定める手続きに則し決定された別表1のとおりとする。

イ 出品都府県は出品点数を遵守する。

(4) 出品者の出品点数

出品者が各茶種部門に出品できる点数は、原則として同一経営者又は団体につき1点とする。ただし、生産者が少ない茶種はこの限りではない。

11 出品茶の搬入及び容器

- (1) 出品茶は、各都府県等の指定する場所へ指定した日時までに搬入する。
- (2) 出品茶の容器については、新品の防湿茶箱(木箱)又は防湿内袋を使用したダンボール箱(DB)とし、出品茶1点1容器とする。
- (3) 出品茶の容器には、茶種名、品種名及び出品者の住所氏名等を明記した別記様式3号の出品茶内容票を所定の位置に貼付ける。
- (4) 出品茶容器の中に防湿剤(脱酸素剤等)を入れた場合は、その旨と数量を記入する。
- (5) 出品茶の容器、包装、荷造り及び運搬に要する経費は、出品者の負担とする。

12 出品茶の保管

- (1) 出品茶の保管については、各都府県等が窒素充填や冷蔵庫保管等の最善の方法によって責任をもって行うものとする。
- (2) 出品茶の保管に要する経費は、各都府県等が負担するものとする。

13 出品茶の確認

各都府県等は、都府県ごとに保管された出品茶について、各都府県等の責任において確認及び検量するものとする。

14 見本茶の採取、搬入及び容器

- (1) 各都府県等は、出品茶から所定の見本茶量を1kg用アルミラミネート袋(てん茶は大きさを問わない)に出品茶1点につき1容器採取する。
- (2) 採取した見本茶は14の(1)に定める容器に入れ、茶種名、出品者住所、氏名等を記入した別記様式4号の見本茶票を貼り付ける。
- (3) 各都府県等は、見本茶を一括して取りまとめ、ダンボール箱に入れ、令和8年7月22日(水)～23日(木)に下記の指定場所へ搬入する(搬入日時に注意願います)。
なお、搬入受付時間は午前10時から午後3時までとする。

＜搬入先＞

指定場所 〒843-0302

佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 1783-1 西九州茶農業協同組合連合会
TEL : 0954-43-3228 FAX : 0954-43-3229

- (4) 各都府県等は別記様式5-1号の出品茶確認結果と別記様式5-2号の内容を記録した電子データ(エクセルファイル)を、令和8年7月16日(木)までに電子メールにより実行委員会委員長あてに提出するものとする。

＜メールアドレス＞ ochamatsuri_saga@pref.saga.lg.jp

- (5) 各都府県等は、見本茶採取後に見本茶採取者が確認し、捺印した別記様式6号の封印紙を出品茶箱に2カ所(防湿茶箱の場合は蓋と本体にかけて2カ所、ダンボール箱の場合は上下各1カ所)貼り付ける。見本茶採取後の出品茶は「12 出品茶の保管」規定により保管し、入札販売に備える。
- (6) 見本茶の容器、包装、荷造り及び運搬に要する経費については、各都府県等の負担とする。

15 見本茶の保管

見本茶の保管については、第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会事務局(以下「事務局」という。)が最善の注意をもって保管する。

ただし、不可抗力による損害については、事務局はその責を負わない。

16 審査用茶の採取

(1) 搬入受付された見本茶は、事務局が1点ごとに点検確認し、その中から所定の量目を審査用として採取する。

(2) 審査用茶を採取した見本茶は事務局に帰属し、審査、入札用等に用いる。

17 審 査

(1) 出品茶の審査は、別に定める「第80回全国茶品評会審査要領」により、令和8年8月25日(火)～28日(金)までの4日間実施する。

(2) 審査長、副審査長及び審査員は、全国茶生産団体連合会会長が委嘱又は依頼する。

18 展 示

出品茶については、見本茶を用いて令和8年11月21日(土)に公開展示する。

19 褒 賞

褒賞については、別に定める「第80回全国茶品評会褒賞規程」により行うものとする。

20 参考品

所定の規定量目に満たない出品茶があった場合には、参考品として審査の対象とする。
ただし、褒賞の対象とはしない。

21 出品茶の取扱い

出品茶は、見本茶採取量を除き別に定める「第80回全国茶品評会出品茶入札販売会実施要領」に基づき、すべて入札販売に付し、その代金は各都府県等を経由して出品者に支払うものとする。

22 個人情報の利用目的

出品に伴う個人情報は法令を遵守して取り扱うこととし、品評会行事の遂行に必要な範囲で出品者、入札者、業務提携先等への提供に利用し、審査・入札結果に伴うデータは審査成績書により公開する。

なお、この利用目的に同意できない場合の出品は受け付けない。

23 農林水産祭への参加

この品評会は第66回農林水産祭参加行事として申請する。

24 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員会委員長が別に定める。

(別表 1)

第80回全国茶品評会出品要請点数

茶種 都府県名	普 通 煎 茶		深蒸し 煎 茶	かぶせ 茶	玉 露	てん茶	蒸し製 玉緑茶	釜炒り 茶	合 計
	10kg	4kg							
茨 城 県		3	1	1					5
埼 玉 県		11	2		1	1			15
東 京 都		3							3
神奈川県	1								1
山 梨 県		3							3
静 岡 県	15	36	85	8	5	7	3	2	161
愛 知 県		3	1	5		5			14
三 重 県	2	3	1	24	4	3			37
滋 賀 県	1	3		2		1			7
京 都 府		6		37	32	64			138
兵 庫 県		3							3
奈 良 県		8		10	1	4			23
岡 山 県	1	3							100
福 岡 県	11	9		15	58	7			97
佐 賀 県				2			48	47	36
長 崎 県						1	35		32
熊 本 県		3					15	14	56
宮 崎 県	4	3					3	46	149
鹿児島県	75	15	20	6	9	17	6	1	5
合 計	110	115	110	110	110	110	110	110	884

第80回全国茶品評会出品申込書(個表)

令和8年 月 日

第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長 様

出品者	住所	(ふりがな) 〒	
	TEL		
代表者名及び 出品団体名又は 出品者氏名	(ふりがな)	区 分	団体 個人

* 出品茶は、出品者自身が生産したものであること。

第80回全国茶品評会開催要領の規定に基づき、下記のとおり出品を申し込みます。

記

茶種名	品種名	出品茶量目 (正味重量)	生産履歴、施肥基準名及び施肥量						
		kg	(生産履歴の有無) 有 ・ 無						
			(施肥基準名)						
			(施肥量) (kg/10a)						
			<table border="1"> <tr> <td>窒素</td> <td>リン酸</td> <td>カリ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	窒素	リン酸	カリ			
			窒素	リン酸	カリ				
(普通煎茶10kg、蒸し製玉緑茶又は釜炒り茶の摘採方法)									
<table border="1"> <tr> <td>乗用型</td> <td>自走式</td> <td>可搬型</td> <td>刈刃</td> <td></td> </tr> </table>	乗用型	自走式	可搬型	刈刃					
乗用型	自走式	可搬型	刈刃						
(出品容器の荷姿)									
木箱 ・ DB									

記入上の注意

- ① 出品茶1点につき1枚提出してください。
- ② 電話は市外局番から記入してください。
- ③ 団体、個人のいずれかに○を付けてください。
- ④ 出品茶量目は正味重量とし、100g未満は切り捨てとしてください。
名簿等の一切の書類は、この申込書により整理されますので、楷書で正確に記入してください。
- ⑤ 生産履歴の有無について、いずれかに○を付けてください。記入のない場合は「無」とします。
- ⑥ 施肥量は出品茶園の窒素(N)、リン酸(P)、カリ(K)の10a当たり投入量を記入してください。
- ⑦ 普通煎茶10kg、蒸し製玉緑茶又は釜炒り茶については、使用摘採機名を必ず記入してください。
形式は乗用型、自走式、可搬型などの別を、また、使用した刈刃は往復動刃(バリカン)、
円筒刃(シリンダー)型などの別を記入してください。
- ⑧ 用紙はこの様式をコピーして使用してください。

第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長 様

各 都 府 県 名
職 位 長 名

第80回全国茶品評会出品申込書(総括表)

第80回全国茶品評会開催要領9, 10の(1)の規定に基づき、下記の茶種について出品申込書(個表)を添えて申し込みます。

また、茶販売代金振込先等についても併せて報告します。

記

1 茶種別申込点数

茶 種	出品申込点数
普通煎茶 10 kg	
普通煎茶 4 kg	
深 蒸 し 煎 茶	
か ぶ せ 茶	

茶 種	出品申込点数
玉 露	
て ん 茶	
蒸し製玉緑茶	
釜 炒 り 茶	
合 計	

2 見本茶の搬入方法 (※持ち込み・宅配等の別、搬入予定日、予定時間を記入)

搬入方法(持ち込み・宅配便)、搬入日(月 日、 月 日)

予定時間(:)

3 出品茶販売代金振込先

振込先	金 融 機 関 名	農 協 銀 行				支店
	口 座	1 普通 2 当座	口座番号			
受取人	口座名	(ふりがな)				
	住 所	〒			TEL	
					FAX	

4 代金振込に係る責任者及び連絡先

責任者氏名:

連絡先住所:

T E L :

F A X :

(別記様式2-2号)

[illegible]

記入上の注意

- ① 出品茶ごとに記入してください。
- ② 「出品容器の荷姿」欄は、木箱かDB(ダンボール)のどちらかを記入してください。
- ③ この様式は、データファイル(エクセル)で報告してください。

第80回全国茶品評会出品茶内容票(茶箱貼付用)

都府県名				茶種名			原材料名			品種名		
出 品 者	住 所		(ふりがな)									
			〒									
	団体名及び 代 表 者 名 又 は 氏 名		(ふりがな)									
出品茶量目(見本茶採取後)					確 認 者			印				
総 重 量 (茶箱+内袋+出品茶)			kg		防湿剤等の有無			有 ・ 無 個				
容 器 重 量 (茶 箱 + 内 袋)			kg		都 府 県 出 品 No.							
正 味 重 量 (総重量－容器重量)			kg		＊ 入 札 番 号							

記入上の注意

- ① この内容票は、出品茶箱のつまに貼付けてください。
- ② 文字は楷書でわかりやすく記入してください。
- ③ 出品茶量目は、見本茶採取後とし、正味重量は100g未満を切り捨てて記入してください。
- ④ 防湿剤等を入れた場合は、必ず個数を記入してください。
- ⑤ 用紙は、この様式をコピーして使用してください。
- ⑥ ＊印の入札番号欄は、落札茶発送の際に各都府県等で記入してください。

(別記 様式4号)

第80回全国茶品評会見本茶票

出品 茶種名		都府 県名	
		都府県 出品番号	
住所及び 出品団体名 又は氏名			

記入上の注意

- ① この用紙は、見本茶の容器に剥がれないように貼付けてください。
- ② 楷書で正確に記入してください。
- ③ 見本容器にも、この様式と同じ内容をマジックインキで記入してください。

令和8年 月 日

第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長 様

各 都 府 県 名
職 位 長 名 印

第80回全国茶品評会出品茶確認結果について

第80回全国茶品評会開催要領14の(4)の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

担 当 : _____
T E L : _____
F A X : _____

封印紙(茶箱貼付用)

印 確 認 者 第 80 回 全 国 お 茶 ま つ り 佐 賀 大 会 実 行 委 員 会 委 員 長 印 確 認 者 印
--

注意事項

- ① この用紙は、出品茶箱に2ヶ所(防湿茶箱の場合は、蓋と本体にかけて2ヶ所、DB(ダンボール)箱の場合は、上下各1ヶ所)貼り付けてください。
- ② この用紙は、シールに印刷して事務局から別途送付します。

V 第80回全国茶品評会審査要領

- 1 第80回全国茶品評会出品茶(以下「出品茶」という。)の審査は、この要領により行うものとする。
- 2 全国茶生産団体連合会会長(以下「会長」という。)は、出品茶の審査を行うため審査長、副審査長及び審査員を委嘱又は依頼する。
なお、審査員の委嘱又は依頼にあたっては、原則として実務経験年数3年以上の者を対象とする。
- 3 出品茶の審査を行うため、審査長、副審査長及び審査員をもって審査会を構成する。
- 4 審査長は、審査を統括し、審査会を代表する。副審査長は、審査長を補佐する。
- 5 審査は、全国茶生産団体連合会が別に定めた「全国茶品評会基本要綱」の趣旨に基づき、各茶種の特質の良否及び内容等に重点を置き、実施する。
- 6 審査日程及び審査分担については、予め第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長(以下「実行委員会委員長」という。)が審査長に諮って定める。
- 7 審査方法
 - (1) 出品資格
 - ア 出品者は都府県等で取りまとめるものとする。
 - イ 都府県等は、茶の生産等の将来を展望して出品者の経営規模、農業生産上の位置づけ等を明確にできるようにしておくこと。
 - (2) 審査項目等
 - ア 内質(香気、水色、滋味、から色(てん茶のみ))
 - イ 外観
 - (3) 審査基準
審査基準は別に定める。
 - (4) 採点基準等
下記のとおりとする。

単位：点

茶 種	内 質				外 観	合 計
	香 気	水 色	滋 味	から色		
普通煎茶(10kg)	75	30	75	—	20	200
普通煎茶(4kg)	75	30	75	—	20	200
深 蒸 し 煎 茶	70	30	80	—	20	200
か ぶ せ 茶	70	30	70	—	30	200
玉 露	65	30	65	—	40	200
て ん 茶	65	20	65	10	40	200
蒸 し 製 玉 緑 茶	75	30	75	—	20	200
釜 炒 り 茶	75	30	75	—	20	200

(5) 審査方法等

ア 審査順序については、外観から始める。

イ 外観審査の同点枠を拡大する(ブロック化の方向)。

ウ 審査容器に付せんする審査番号については、予見を排除するため審査員に対し厳に秘するものとする。

なお、事務処理上等からのトラブルの可能性を排除するための措置を講ずる。

エ 同点内での順位付けはしない。また、次の内質審査に移行した場合、審査対象材はランダムに配列して審査する。

オ 審査番号は、第三者が決定し、番号により出品者が判明しないよう保管管理する。

(6) 審査器具等の統一

ア 水色・滋味の審査

(ア) ネットカップと茶碗のセット方式とする。

(イ) ネットカップの規格及び浸出時間等

茶 種	規格(メッシュ)	浸出時間
普 通 煎 茶	18メッシュ	5 分
深 蒸 し 煎 茶	18メッシュ	4 分
か ぶ せ 茶	18メッシュ	6 分
玉 露	18メッシュ	6 分
て ん 茶	18メッシュ	5 分
蒸 し 製 玉 緑 茶	18メッシュ	5 分
釜 炒 り 茶	18メッシュ	5 分

(ウ) 茶殻除去

すくい網のメッシュは#20及び#40とし、1回目の茶殻の除去は#20のすくい網を使用する。

イ 香気の審査

(ア) すくい網と茶碗のセット方式とする。

(イ) すくい網は移動しない。

ウ タイミングのとり方

計測器を使用する。

(7) 審査用の水の水質については、下記の項目について予め出品都府県等担当事務局に明示する。

p H、硬度(カルシウム、マグネシウム)

8 審査結果の優劣は、審査得点の合計により決定する。

なお、審査得点の合計が同点のときは、内質の得点の多いものを上位とする。

また、内質の得点が同点のときは、香気と滋味の合計が多いものを上位として、以下、滋味の得点の多いもの、香気得点の多いもの、水色の得点の多いものの順とする。

9 審査会においては、必要に応じて再審査を行うことができる。

10 審査長は、審査の結果を実行委員会委員長に報告する。

11 出品茶及び審査に係わる疑義が生じた場合は、審査会において審議決定する。

12 審査関係者は、審査結果が公表されるまで、その内容審査に関する事項について審査長の許可なく部外に公表してはならない。

13 出品者は、審査の決定に対して異議を申し立てることはできない。

14 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は別に定める。

VI 第80回全国茶品評会褒賞規程

1 擬賞会議

- (1) 第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長(以下「実行委員会委員長」という。)は、褒賞の選考を行うため、擬賞会議を開催する。
- (2) 擬賞会議は、実行委員会事務局長、全国茶生産団体連合会会長、審査長、副審査長及び審査員をもって構成する。
- (3) 実行委員会は擬賞会議を主催し、審査長の審査結果の報告に基づき協議し、成績優秀な者を2の規定に従い褒賞の授与を決定する。

2 褒 賞

賞の種類は、次のとおりとする。

(1) 大会長賞

茶種ごとに成績優秀なものに対し、次のとおり褒賞する。

一等賞 出品点数の原則5%以内

二等賞 出品点数の10%以内

三等賞 出品点数の15%以内

ただし、上記算定にあたって端数が生じた場合には、四捨五入によって入賞点数を算定する。

また、一〜三等のそれぞれの等賞のボーダーライン上において、同一順位のものがある場合は、審査会の合意により入賞枠を見直すことができる。

(2) 特別賞

茶種ごとに特に成績優秀な出品者に対しては、以下の特別賞の交付を申請する。

- ・ 農林水産大臣賞
- ・ 農林水産省農産局長賞
- ・ 公益社団法人日本茶業中央会会長賞
- ・ 全国茶生産団体連合会会長賞
- ・ 全国茶商工業協同組合連合会理事長賞

(3) 産地賞

ア 茶種ごとに成績優秀な市町村に対し褒賞する。

イ 産地賞は、茶種ごとに同一市町村から3点以上出品があり、審査成績の上位3点(ただし、(1)の褒賞資格のあるものに限る)の合計審査得点をもって決定し、最高得点を獲得した市町村に対し、別に定める「第80回全国茶品評会優勝旗授与及び保管要領」により優勝旗を授与する。

ウ 産地賞の対象は、令和8年6月30日(火)時点での市町村とする。ただし、令和8年6月30日(火)以降褒賞授与式までに合併した市町村にあっては、合併後の市町村に授与するものとする。

(4) 適用除外

ア 参考品については、褒賞の対象としない。

イ 入賞者であって、「第80回全国茶品評会開催要領」に違反して出品したことが判明した場合、又は、表彰後に違反が判明した場合、入賞を取り消す。

3 褒賞の授与

褒賞授与式は、令和8年11月21日(土)に開催する第80回全国お茶まつり佐賀大会式典において行う。

Ⅶ 第80回全国茶品評会優勝旗授与及び保管要領

- 1 優勝旗は、普通煎茶10kg、普通煎茶4kg、深蒸し煎茶、かぶせ茶、玉露、てん茶、蒸し製玉緑茶及び釜炒り茶を対象とし、茶種ごとの出品茶の審査成績が最優秀な市町村に授与する。
- 2 前項の最優秀市町村は、茶種ごとに同一市町村から3点以上の出品があり、審査成績の上位3点(ただし、褒賞対象のものに限る。)の合計審査得点をもって決定し、最高得点を得た市町村とする。
なお、同点市町村が複数の場合は、次により決定する。
 - (1) 一等入賞茶が1点の場合は、当該市町村を最高点とする。
 - (2) 一等入賞茶が2点の場合は、一等多席の市町村を最高点とする。
 - (3) 一等入賞茶が3点で、その出品が3市町村の場合は、一等多席の市町村を最高点とし、その出品が2市町村の場合は、一等1点を得た市町村を最高点とする。
 - (4) 一等入賞茶が4点以上の場合は、一等多席に100点満点の3分の1を配当し、残余3分の2を残る一等入賞茶に均等配分し、市町村の得点を集計して最高点を決定する。
同点の場合は、最高位入賞茶を得た市町村とする。
- 3 優勝旗を授与された市町村は、次回の全国茶品評会が開催されるまでの期間、善良な管理者の注意をもって優勝旗を保管する。
- 4 前年度に優勝した市町村に記念品を贈る。
- 5 優勝旗は、全国茶生産団体連合会に帰属する。
- 6 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

Ⅷ 第 80 回全国茶品評会出品茶入札販売会実施要領

1 趣旨

第 80 回全国茶品評会出品茶（以下「出品茶」という。）の公正かつ円滑な販売を行なうため、出品茶すべてについて、入札販売に付する出品茶入札販売会（以下「入札会」という。）を開催することとする。

入札会の運営は、すべてこの要領により実施する。

2 入札会開催日時及び場所

入札会は、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の統括のもとに行い、実施の日時及び場所は次のとおりとする。

(1) 開催日時

令和 8 年 9 月 17 日（木）午前 10 時～（なお、受付は午前 9 時～）

(2) 茶種別入札時間

午前 10 時～12 時 普通煎茶（10kg・4kg）

午前 10 時～13 時 釜炒り茶・蒸し製玉緑茶・深蒸し煎茶

午前 10 時～14 時 かぶせ茶・玉露・てん茶

(3) 場 所

嬉野市中央体育館 U-SP0

住 所 〒843-0301

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1515

3 入札会参加資格

(1) 出品茶を入札しようとする者は、全国茶商工業協同組合連合会、全国茶生産団体連合会、各都道府県（以下「各都道府県等」という。）のいずれかから推薦され、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長（以下「実行委員会委員長」という。）が適当と認めた者とする。

(2) 原則、第 80 回全国茶品評会出品者及び同審査員並びに過去の全国茶品評会入札販売会において入札参加資格を喪失した者は参加することができない。

4 入札会参加手続き

(1) 出品茶を入札しようとする者は、各都府県等の指定する期日までに別記様式 1 号の入札参加申込書兼誓約書に署名、捺印のうえ各都府県等に提出しなければならない。

(2) 各都府県等は、前記の入札参加申込書兼誓約書を取りまとめのうえ、別記様式 2 号を添付して、令和 8 年 8 月 10 日（月）までに、実行委員長あてに推薦する。

(3) 実行委員長は、上記手続きを完了した者に対し、各都府県等を経由して入札会の入場券を交付する。

5 入札販売方法

- (1) 出品者及び入札者は、実行委員会に対し条件を付することはできない。
- (2) 入札に付す茶の明細は、実行委員会で作成した資料によるものとし、見本茶は入札会場に展示する。
- (3) 入札単価は、出品茶 1 kg 当たりの単価（税抜き価格）とする。
- (4) 入札は、入札者が所定の入札票に実行委員長が指定した入札番号、別記様式 1 号により申し込んだ法人名（又は屋号、個人名）及び入札単価を明記し、所定の入札箱に投函するものとする。

なお、所定の入札箱に誤った入札番号の入札票が投函された場合、その入札票は無効とする。
- (5) 所定時刻後の入札及び入札の取消は認めない。

ただし、同一茶について所定時間内に再度入札をすることは妨げない。

この場合は所定の入札票に「再」の文字を記入し投函する。また、同一茶において再入札票が複数投函された場合、「再」の文字が多い用紙を優先するものとする。
- (6) 落札は、実行委員会の販売予定価格以上の最高入札価格をもって決定する。

実行委員会の販売予定価格に達しない出品茶については、実行委員会において別途販売の斡旋をすることができる。
- (7) 落札に該当する最高入札価格が複数の場合は、実行委員会が抽選を行い、落札者を決定する。
- (8) 落札者は、落札を辞退又は拒否することができない。
- (9) 入札締め切り後、異議の申し立てはできない。

6 売買の成立

実行委員会は、投函締め切り後速やかに入札票の開封を行い、入札者に落札結果を公表し、この公開をもって売買の成立とする。

7 売買契約の締結

実行委員会は、落札結果発表後、落札者に対し、速やかに「茶販売通知書兼落札茶代金請求書」（以下「請求書」という。）を発行し、これをもって売買契約の締結とする。

8 落札金額

落札単価（税抜き単価）に販売量目を乗じた額を落札金額とする。

ただし、1 円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

9 入札販売手数料

落札茶 1 点につき落札金額に 4.0% を乗じた額を落札茶の入札販売手数料とし、落札者から徴収する。ただし、1 円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

10 取扱手数料

落札茶 1 点につき落札金額に 4.0% を乗じた額を落札茶の出品者から徴収する。ただし、1 円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

11 落札茶代金

落札茶代金（以下「茶代金」という。）は、落札金額（落札単価×販売量目）に入札販売手数料（落札金額の 4.0%）及び消費税法で定められた消費税の相当額（落札金額の 8.0%、手数料の 10%）を加えた金額とする。

12 茶代金の決済

落札者は、実行委員会の発行する請求書に明記された納入期限までに茶代金を実行委員会の指定する金融機関に振り込むものとする。

なお、振込に要する手数料は、落札者の負担とする。

また、当大会はインボイス制度の対象事業者ではないため、適格請求書を発行することはできない。

13 落札者の違反事項等に関する処分

（１）落札者が、茶代金を所定の納入期限まで完納せず、またはこの要領で定めた事項を遵守しない場合は、当該売買契約を解除するとともに次の処分を行う。

ア 違反者の公表

イ 次回からの全国茶品評会入札販売会参加資格の剥奪

（２）前項の規定により売買契約を解除された出品茶については、実行委員会において販売に関して適当な措置をとることができる。

14 出品茶の保管場所

出品茶は「第 80 回全国茶品評会開催要領」の 12 により、各都府県等がそれぞれ所定の場所に一括保管する。

15 落札茶の受け渡し

（１）実行委員会は、落札者に係る茶代金の完納を確認した場合は、落札茶を保管している各都府県等にその旨を通知するものとする。

（２）各都府県等は、実行委員会から前項の通知があったときは、速やかに落札茶を指示された落札者へ送付するものとする。

ただし、各都府県等は落札者から直接受領したい旨の申し出を受けた場合は、引取りを認めることができる。

（３）各都府県等は、送付に際して最善の方法により責任をもって送付する。

ただし、不可抗力による損害については、その責を負わない。

（４）落札茶にかかわる送付及び引取りに要する運賃等の経費はすべて落札者の負担とする。

16 出品者への販売代金の精算

出品者への販売代金の精算は、落札金額（落札単価×販売量目）に消費税法で定められた消費税の相当額（8.0％）を加えた金額から落札金額（落札単価×販売量目）に取扱手数料（4.0％）を乗じた額を差し引いた金額を、所定の整理が完了次第、速やかに各都府県等を経由して出品者に支払う。

17 その他

- （１）農林水産大臣賞受賞茶の落札者及び最多額落札者に対し、第 80 回全国お茶まつり佐賀大会会長から感謝状を贈呈する。
- （２）この要領に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会委員長が別に定める。

【別記】

落札茶代金送金先

金融機関	佐賀銀行	県庁支店
口座名	第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会	
	事務局長	田川 毅明
口座番号	普通預金	3 1 0 6 5 3 9

(別記 様式1号)

入札参加申込書兼誓約書

第80回全国茶品評会出品茶入札販売会への入札参加を申し込みます。

なお、入札販売会の入札については、「第80回全国茶品評会出品茶入札販売会実施要領」を遵守し、かつ誠実に履行することを誓約します。

第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長 様

令和8年 月 日

住 所	(ふりがな)	
	〒	
法人名・屋号 又は個人名	(ふりがな)	
代 表 者 名 役 職 名 氏 名	(ふりがな)	
	(印)	
	TEL :	FAX :
入札参加人数	人	

〒
落 札 茶
送 付 住 所

TEL :
FAX :
受 取 人 名

記入上の注意

- ① 用紙は、この用紙をコピーして使用してください。
- ② 記入は、楷書でわかりやすく書いてください。
- ③ この用紙は、あなたが住んでいる都府県の取りまとめ先(または、あなたの所属する茶業団体の取りまとめ先)に提出してください。
- ④ 入札参加者数は、補助員を含めた人数を記入してください。

＊ ＊ 入札目的外の参加はお断りする場合があります ＊ ＊

(別記様式2号)

第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会委員長様

令和8年 月 日
府 県 名 名

第80回全国茶品評会出品茶入札販売会参加希望者の推薦について

第80回全国茶品評会出品茶入札販売会実施要領に基づき、入札参加申込がまりましたので、入札参加申込書兼誓約書を添えて、下記のとおり入札参加希望者を推薦します。

三

[illegible]

担当:
TEL:
FAX:

IX 第 43 回全国茶生産青年の集い開催要領

1 趣 旨

我が国茶業の将来にとって茶生産青年の果たす役割は極めて重要であり、茶業振興を図る上で茶業青年に対する期待は大きく、かつ、その責任は重い。

このため全国の茶業青年が一堂に会し、茶鑑定審査技術や経営課題解決能力の向上を図り、併せて茶業青年同士が交流を深め、相互研鑽と仲間づくりにより視野を広め、茶業の健全な発展に寄与する。

2 名 称

第 43 回全国茶生産青年の集い

3 主 催

全国茶生産青年団

4 後 援

農林水産省、公益社団法人日本茶業中央会、全国茶生産団体連合会、
第 80 回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会

5 期 日

令和 8 年 11 月 20 日(金)～21 日(土)

6 開催地

佐賀県

7 事 業

- (1) 第 43 回全国茶生産青年茶審査技術競技会
- (2) 全国茶生産青年意見交換会
- (3) 茶業青年のタベ

8 農林水産祭への参加

事業のうち、第 43 回全国茶生産青年茶審査技術競技会は、第 66 回農林水産祭参加行事の申請をする。

9 行事及び日程

月 日	行 事 内 容		時 間	会 場
11 月 20 日 (金)	茶審査技術 競技会	参加者受付 開会式 競技	12 : 30～13 : 00 13 : 00～13 : 30 13 : 30～16 : 30	嬉野市中央体育館 U-Spo 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿 乙 1515 TEL : 0954-42-0099
	全国茶 生産青年 意見交換会	受付 意見交換会	13 : 30～14 : 00 14 : 00～15 : 00	うれしの市民センター 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿 乙 1515 TEL : 0954-42-3316
	茶業青年の タベ	受付 交流会	18 : 30～19 : 00 19 : 00～21 : 00	ホテルニューオータニ佐賀 佐賀県佐賀市与賀町 1-2 TEL : 0952-23-1111
11 月 21 日 (土)	褒賞授与式	褒賞授与		ミズウェルビーホール 佐賀県佐賀市日の出一丁目 21-10 TEL : 0952-32-3000

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

X 第43回全国茶生産青年の集い運営規程

1 趣 旨

第43回全国茶生産青年の集い運営を円滑に遂行するため、この規程を制定する。

2 組 織

- (1) 本行事は全国茶生産青年団の責任にて行う。
- (2) 本行事の円滑な運営を図るため、第43回全国茶生産青年の集い実行委員会を設け、実行委員長1名、副委員長2名、委員若干名を置く。
- (3) 委員長は、全国茶生産青年団団長があたり、本行事を総括する。
- (4) 副委員長は、全国茶生産青年団副団長があたり、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 実行委員会の委員は、佐賀県茶業青年会役員が就任し、本行事の運営を行う。

3 事務局

本行事を円滑に遂行するため事務局を設置し、事務を処理する。

事務局は佐賀県茶業青年会に置く。

〒843-0302 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 1783-1

西九州茶農業協同組合連合会内 TEL0954-43-3228

4 経 費

本行事にかかる経費は、負担金、協賛金、助成金をもってあてる。

5 参加対象

本行事の参加者は、茶業に従事している茶生産青年とする。

6 参加期待人数

参加期待人数は、別表のとおりとする。

7 参加申し込み

本行事への参加者は、別記様式により各府県茶生産青年団等により、一括とりまとめのうえ、データ（エクセルファイル）を添付した電子メールにて令和8年10月9日（金）までに事務局へ申し込むものとする。

【第43回全国茶生産青年の集い事務局（富永）】

メールアドレス：kasajizoul6@yahoo.co.jp

8 参加負担金

参加負担金は各府県茶生産青年団等が一括とりまとめ、7の参加申し込みと同時に次の金融機関口座に振り込むものとする。

【口座】

金融機関名：佐賀県農業協同組合 嬉野支店

口座番号：普通 0165779

口座名：全国茶生産青年団 事務局 富永勝彦
(ゼンコクチャセイサンセイネンダン ダンショウ トミカガカツヒコ)

9 その他

この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

別表

府県別参加期待人数

府県名	茶審査技術 競技会	茶生産青年 意見交換会	青年の夕べ
茨城県	5 (1)	2	3
埼玉県	5 (1)	2	15
静岡県	5 (1)	2	7
愛知県	10 (2)	2	12
三重県	5 (1)	2	15
滋賀県	5 (1)	2	10
京都府	10 (2)	2	12
奈良県	5 (1)	2	7
福岡県	10 (2)	2	20
佐賀県	10 (2)	2	15
長崎県	10 (2)	2	16
熊本県	10 (2)	2	15
大分県	5 (1)	2	8
宮崎県	10 (2)	2	20
鹿児島県	5 (1)	2	15
合計	110 (22)	30	190

注：()内はチーム数を示す。

XI 第 43 回全国茶生産青年茶審査技術競技会開催要領

1 趣 旨

この競技会は、茶の品質を鑑定する技術を養成し、茶の品質向上に資することを目的とする。

2 開催日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 11 月 20 日(金) 13 時 00 分～16 時 30 分

(2) 場所 嬉野市中央体育館 U-Spo

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1515

TEL : 0954-42-0099

3 出場資格及び定数

(1) この競技の出場資格は、各府県茶生産青年団等から推薦された所属団員とする。

(2) この競技は、個人及び団体別の競技とし団体競技については選手 5 名を 1 チームとする。

4 審 判

競技会には審判長及び審判員、成績集計作業立会者を置き、全国茶生産青年団団長が委嘱する。

5 競技区分

競技会は次の審査方法によるものとする。

(1) 第 1 審査 外観による生産府県別判定競技(15 府県のうち 10 府県)

(2) 第 2 審査 煎出液による生産府県別判定競技(15 府県のうち 10 府県)

(3) 第 3 審査 煎出液による品種別判定競技(7 種のうち 5 種)

6 試料茶

(1) 第 1 審査及び第 2 審査に供する試料茶は令和 8 年度の一番茶で 1 kg 当たり 5,000 円程度の普通煎茶(「やぶきた」の荒茶)とし、次の 15 府県から無償提供されたものを使用する。

提供府県：茨城県、埼玉県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(2) 試料茶の量目は 7.0kg とし、100g 詰めを 50 本、1 kg 詰めを 2 本に仕分け、府県名を表示するとともに、練習用試料茶送付先住所等を記入した連絡文書を同封し、下記宛に令和 8 年 6 月 19 日(金)までに送付するものとする(送料は各府県が負担する)。

〈送付先〉〒843-0302 佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙 1783-1

西九州茶農業協同組合連合会内

佐賀県茶業青年会 事務局 富永 宛

TEL : 0954-43-3228 FAX : 0954-43-3229

(3) 第3審査は佐賀県で生産した試料茶を用いる。

品種名：やぶきた、さえみどり、さえあかり、きらり31、おくみどり、
おくゆたか、つゆひかり

(4) 佐賀県茶業青年会は、15府県が提供した産地別の試料茶（第1・2審査練習用）を1チーム参加府県には100gを2本、2チーム以上参加府県には100gを3本ずつ、品種別の試料茶（第3審査練習用）は1品種あたり100g、1本ずつを1セットとし、令和8年7月24日（金）までに送付する。

7 競技方法

(1) 解答方法

解答は所定の解答用紙に手書きするものとする。

(2) 予備審査

競技者は第1審査に先立ち、15種の試料茶をそれぞれ30秒間拝見し予備審査を行う。

(3) 第1審査(外観による生産府県別判定競技)

ア 10種の試料茶を5種ずつ2ブロックに分け競技を行う(各ブロックの5種は生産府県名を審査直前に掲示して発表する)。

イ 1点の審査時間は、拝見30秒、解答30秒としその生産地を判定する。

(4) 第2審査(煎出液による生産府県別判定競技)

ア 第1審査のブロックごとに1ブロックにつき2回ずつ計4回の審査を行い、その生産地を判定する。

イ 1回の審査につき、5煎5種を服用するが、各ブロックの2回目の5煎目については省略するものとする。

ウ 煎出方法は、茶量10g、浸出時間90秒間、湯量300mLとする。

エ 1点の審査時間は、服用30秒、解答30秒とする。

(5) 第3審査(煎出液による品種別判定競技)

ア 審査直前に使用する5種の品種名を掲示する。

イ 5種の試料茶をそれぞれ2回服用し品種を判定する。

ウ 1回の審査につき、5煎5種を服用するが、各ブロックの2回目の5煎目については省略するものとする。

エ 煎出方法は、第2審査と同様とする。

オ 1点の審査時間は、第2審査と同様とする。

8 競技規則

- (1) 第1審査から第3審査において無解答があった場合の得点は零点とする。
- (2) まとめての解答、解答チェック後の訂正、同じ府県名の記入、第1審査から第2審査においては各ブロックで出題された府県名以外の記入、第3審査においては、選択肢以外の品種名の記入を行った場合は零点とする。
- (3) 解答は、漢字・ひらがな・カタカナの解答を可とし、第1審査から第2審査においては府・県までの記入の有無は問わないものとする。
- (4) 筆記用具は事務局で用意したボールペンを使用する。解答チェック前の訂正は解答に縦に二重線を引き、すぐ横へ再度解答を記入する事とする。
- (5) メモ類、写真及び電子画像、図面などの資料一切は競技会場への持ち込みを禁止する。
- (6) 競技中の審査するお茶以外の水分の摂取、口直しについては可とする。方法は別紙のとおりとする。
- (7) 選手は、他の選手の援助又は妨害となる行為及び審判員に質問する以外の発言をしてはならない。
- (8) 補助者等は、選手の援助又は妨害となる行為をしてはならない。
- (9) 審判長は、選手が不正な行為、その他本要領に違反する行為をしたときは、選手の得点の減点又は失格の処置をすることができる。

9 得点及び配点並びに順位の設定

(1) 得点は40点満点とし、配点は第1審査を10点、第2審査を20点、第3審査を10点とする。

(2) 個人順位の設定は、次のとおりとする。

ただし、同点者の順位設定は次のBからHの順位で決定する。

A 総得点の高いもの

B 全審査項目の各得点中満点の多いもの

C 全審査項目の各得点中零点の少ないもの

D 第2審査の合計得点の高いもの

E 第3審査の合計得点の高いもの

F 全審査項目の各得点中1点の少ないもの

G 第2審査の得点中5点の多いもの

H AからGの方法により順位の設定ができない場合は、生年月日の遅い選手を高位とし、それぞれ順位を設定する。

(3) 団体順位の設定は、各チーム選手5名の得点を合計し、前項A～Gの規定により決定する。ただし、この方法で決まらない場合は、各団体の選手中、個人順位の高い者の順位で決定する。

10 表彰

(1) 競技の結果に基づき、個人は10位以内、団体は3位以内を表彰する。

(2) 表彰については、別に表彰要領を定める。

11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

XII 第 43 回全国茶生産青年茶審査技術競技会表彰要領

1 趣 旨

第 43 回全国茶生産青年茶審査技術競技会にて優秀な成績を収めた個人、団体に対し、栄誉を称えるために第 43 回全国茶生産青年茶審査技術競技会開催要領及び、この要領により表彰する。

2 表 彰

- (1) 競技の結果に基づき、個人は 10 位以内、団体は 3 位以内を表彰する。
- (2) 成績優秀な出場者に対して、農林水産大臣賞、農林水産省農産局長賞、公益社団法人日本茶業中央会会長賞及び、全国茶生産団体連合会会長賞の交付を申請する。
- (3) 成績優秀な個人に対し、段位を認定授与する。
- (4) 成績優秀な団体に対し、全国茶生産青年団団長より優勝旗を授与する。

3 優勝旗の保管

優勝旗を授与された団体は、次回に開催される競技会までの間、善良な管理者の責任において保管する。

4 優勝旗の帰属

優勝旗は、全国茶生産青年団に帰属する。

5 記念品の贈呈

全国茶生産青年団団長は、優勝団体に記念品を贈る。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

XIII 全国茶生産青年茶審査技術競技会段位認定規約

1 趣旨

日本茶業の振興・発展に資するため、全国茶生産青年団が主催する全国茶生産青年茶審査技術競技会において、茶の生産及び加工に携わる茶業者として茶の審査技術及び判定能力が特に優秀と認められた者に対し、次に定める段位認定基準により段位を認定授与するものとする。

2 段位認定基準

全国茶生産青年団が主催する全国茶生産青年茶審査技術競技会において、総合計得点により次の認定基準に達した者に対して、全国茶生産青年団団長の認定のもと、全国茶生産団体連合会会長及び公益社団法人日本茶業中央会会長に申請し、段位の認定書を授与する。

初段位	50 %以上の正解者
二段位	55 %以上の正解者または初段位資格者が 50 %以上の正解の時
三段位	60 %以上の正解者または二段位資格者が 55 %以上の正解の時
四段位	65 %以上の正解者または三段位資格者が 60 %以上の正解の時
五段位	70 %以上の正解者または四段位資格者が 65 %以上の正解の時
六段位	75 %以上の正解者または五段位資格者が 70 %以上の正解の時
七段位	六段位資格者が 80 %以上の正解の時
八段位	七段位資格者が 80 %以上の正解の時
九段位	八段位資格者が 80 %以上の正解の時
十段位	九段位資格者が 80 %以上の正解の時

別紙

審査技術競技会における水分の摂取、口直しについて

- 佐賀県大会では、奈良県大会同様に会場内での選手の水分補給を条件付きで認める。
- 事務局側で 500ml ペットボトルの水（常温）を選手 1 名につき 1 本ずつ準備し、受付時に手渡しする。それ以外の水分の持ち込みは禁止。
- 競技会場内では机の上にペットボトルを置くことは禁止。各選手の足下に置いておくこととする。その際、床の上にペットボトルを直接置く。カバン等に入れることは禁止。
- 水分を摂取するのは第 1 審査の終了時、第 2 審査以降は 5 煎 5 種の服用終了時、休憩時。足下のペットボトルを取り、水を飲んで良いこととする。飲み終われば、ペットボトルは再び足下に戻す。休憩時を除き、それらのタイミングは司会から指示する。
- 口に含んだ水は必ず飲みこむ。うがいをして吐き出すことは禁止。
（審査用の試料茶を吐き出しことについては問題ない）